

ホームページ作成上のガイドライン

井伊谷小学校のホームページ作成のガイドラインを紹介します。

基本的に、「知的所有権」「個人情報」「人権」の三つを守るよう心がけています。

平成29年4月1日

■ 目的

1 学校広報としての役割をもった情報発信をする。

(ア) 学校要覧として公開されてきたものを基本とし、大体の学校情報と連絡手段を明示するようにする。

(イ) 本校の教育活動についての理解を促すために、学校の実践・創造的活動内容を公開する。

2 学習の一環として、情報発信をする。

(ア) 学習のまとめを発信することで、情報社会に参画する態度を養う。

■ 作成内容について

ホームページ作成については、特に、**児童のプライバシーの保護、人権への配慮、知的所有権(著作権や肖像権など)の順守**の3点に気をつけて作成したい。

1 公開しないもの

(ア) 保護者の承諾がない児童の写真

(イ) 個人生活に関する情報→実名, 本籍, 住所, 電話番号, 生年月日, 性別, 家族構成等

(ウ) 著作権のあるもの→アニメや漫画などのキャラクターの似顔絵、本や新聞の記事や写真等

(エ) 他人の誹謗・中傷や差別につながるようなこと

(オ) その他、学校長又はホームページ作成委員が、学校から不特定多数に対して発信する情報として不相当と判断する内容(営利目的、法令及び公序良俗違反など)

2 公開するもの

(ア) 保護者の承諾を得た児童写真→第三者が閲覧して、個人名が特定できないものにする。

例) 2名以上の児童が写っているもの。

(イ) 児童の作品(絵画や工作など)→教育上効果があると認められた上で、本人及び保護者の承諾を得る。

(ウ) 新聞記事、写真など著作権のあるもの→著作権者に承諾を得る。

■ 作成上の注意

1. 作成ページに関しては、以下の要領で校長決裁をうけることとする。

【活動紹介ページ(ブログ画面)】

- ①作成者が、浜松市教育委員会ブログにログインし、ブログを作成する。
- ②ブログ作成者は、起案文書としてブログ更新ページを起案する。
- ③ブログ作成者は、起案文書が戻ってきたら浜松市教育委員会ブログにログインし、内容を修正する。
- ④ブログ作成者は、修正した内容を他の職員と確認し、「更新ボタン」をクリックする。

【ブログ画面以外のページ】

- ①情報教育担当が、ホームページビルダーで作成。
- ②情報教育担当は、更新コンテンツを校長、教頭に起案する。
- ③校長、教頭は更新コンテンツをチェックし、校長が情報教育担当に「更新許可」を与える。

④情報教育担当は、定期的にホームページを更新する。

※トップページについては、事実のみ掲載し、校長の許可を得ずに更新できるものとする。

※著作物に関しては、下の記載を作品の近くに添える。

A. Copyright(c) 2017 by 著作者

B. 児童作品：原則として、イニシャルやニックネーム

C. 美術館、資料館などの作品や写真：作者や館長に文書で承諾を得る。

2. 新規ページは、各カテゴリー内に新規フォルダを作成し、構成するファイルをそのフォルダ内に全て転送し、管理運営にあたることとする。

■ 責任範囲について

1 責任者について

サーバー内(職員室パソコン)にある、学校ホームページに掲載された情報について、学校長は責任を負う。

2 取り扱い責任者について

学校長は、インターネット利用及びホームページ作成の適正を図るために、運用管理者(校長)及び運用担当者(情報教育担当)をおくものとする。

校長及び責任者は、作成されたWebPageが本ガイドラインにそったものであるか検討する。「作成上の注意 1」に示した要領でサーバーにアップする。

■ その他

1. 掲載情報に対する指摘への対応

児童生徒に関する掲載情報について、本人又は保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講じる。第三者の著作に係る情報について当該著作権者から要請があった場合も同様とする。その他、閲覧者等から掲載情報の内容について指摘を受けた場合には、速やかに運用管理者(校長)、運用担当者(情報教育担当)が協議した後、適切な措置を講じることとする。

2. 本ガイドラインの見直し

ネット社会における情報モラルの考え方の進展に伴い、このガイドラインに示した事項の見直しが予想されるため、年度末に運用管理者(校長)、運用担当者(情報教育担当)は、ガイドラインの内容の検討と、加筆・修正を行うものとする。

3. ホームページ上でのガイドラインの明記

本規定をホームページ上で必ず明記するものとする。

平成19年4月1日

平成29年4月1日 一部改正